

—— 特集1 ——

刑事政策の今後——令和4年改正刑法の施行を見据えて

更生保護法改正を踏まえた 「息の長い」支援に関する施策の運 用の現状について

法務省保護局観察課補佐官
酒谷徳二 Tokuji Sakatani

I はじめに

令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法の一部が令和5年12月1日から施行された。

今般の更生保護法の主な改正趣旨の一つに「息の長い」支援の推進がある。犯罪をした者等に対する支援を刑事司法手続の入口から出口、地域に至るまでシームレスにつなぐことにより、その再犯防止・社会復帰を図ろうとするものである。

本稿では、「息の長い」支援の推進の背景にも触れた上で、「息の長い」支援に関する今般の改正更生保護法の運用状況等について紹介する。

なお、本稿中、意見や評価にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

II 「息の長い」支援の推進の背景

1 統計から見る「息の長い」支援の必要性

(1) 刑事施設出所後一定期間経過後の再入率

再犯防止施策については、再犯防止推進計画による取組等を通じ、今般の改正更生保護法施行前においても、**図表1**のとおり、2年以内及び5年以内の再入率（刑事施設出所年を1年目として、一定期間経過後に再入所した者の人員の比率をいう。以下同じ。）の低下傾向が継続するなど、一定の成果が上がっているといえる。

他方、2年以内、5年以内共に満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了（以下「満期釈放等」という。）による釈放者の再入率が、仮釈放と比べ極めて高くなっている。また、5年以内再入率については、低下傾向にあるとはいえ、満期釈放等においては43.6%となお高水準にあるなど、満期釈放者対策の必要性を示唆している。

(2) 満期釈放者の更生緊急保護の申出の割合

今般の改正更生保護法施行前の令和2年5月から6月にかけて、刑事施設から満期釈放等により釈放された者（以下「満期釈放者」という。）に係る法務省における調査結果によると、満期